

報告第 1 3 号

亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について

亀山市下水道事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 7 年度亀山市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及び
経営健全化審査意見書

令和 7 年度 亀山市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率
(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準
—	20